

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年11月29日

【会社名】 ユービーエス・エイ・ジー（UBS銀行）
（UBS AG）

【代表者の役職氏名】 執行役員会プレジデント
セルジオ P. エルモッティ
（Sergio P. Ermotti, President of the Executive Board）
チーフ・ファイナンシャル・オフィサー
カート・ガードナー
（Kirt Gardner, Chief Financial Officer）

【本店の所在の場所】 スイス国 チューリッヒ市 CH-8001
バーンホフストラッセ45
（Bahnhofstrasse 45, CH-8001 Zürich, Switzerland）
スイス国 バーゼル市 CH-4051
エーシェンフォルシュタット1
（Aeschenvorstadt 1, CH-4051 Basel, Switzerland）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 月 岡 崇

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03-6889-7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 福原 亮輔

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03-6889-7000

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

(注1) 本書において、別段の記載がある場合を除き、「UBS」、「当グループ」又は「UBSグループ」とはUBSグループの持株会社でありUBS AGの親会社であるUBSグループAG及びその連結子会社を指し、また、別段の記載がある場合を除き、「スイス」又は「スイス連邦」とはスイス連邦共和国を指す。

(注2) 本書に記載されている日本円の換算は、平成30年11月26日現在の株式会社三菱UFJ銀行本店の対顧客電信直物売買相場の仲値（1スイス・フラン＝113.38円）により行われている。

1【提出理由】

ユービーエス・エイ・ジー（UBS銀行）（以下「当行」といいます。）は、その取締役会において、当行のスイスにおけるアセット・マネジメント事業を切り出し、UBSアセット・マネジメント・スイスAGに移転することを決定したため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第7号の規定に基づき、本報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該吸収分割の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	UBSアセット・マネジメント・スイスAG（UBS Asset Management Switzerland AG）（2018年11月30日に設立される予定）
本店の所在地	スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 パーンホフストラッセ45
代表者の氏名	アレクサンダー・イヴァノヴィッチ（Aleksandar Ivanovic）
資本金の額	50万スイス・フラン（5,669万円）（予定）
純資産の額	50万スイス・フラン（5,669万円）（予定）
総資産の額	50万スイス・フラン（5,669万円）（予定）
事業の内容	UBSアセット・マネジメント・スイスAGは、準備に係る活動を除き、2019年6月（予定）までいかなる事業活動も行いません。

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

UBSアセット・マネジメント・スイスAGは、当該吸収分割が完了するまで非営業の会社であるため、本臨時報告書提出日現在、各項目に関する実績はありません。

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

ユービーエス・エイ・ジー 100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係：当行は、UBSアセット・マネジメント・スイスAGの議決権の100%を直接保有していません。

人的関係：該当事項はありません。

取引関係：UBSアセット・マネジメント・スイスAGは、事業の移転が行われるまで非営業の会社であるため、当行との取引関係はありません。

(2) 当該吸収分割の目的

当該吸収分割は、UBSグループが既に発表又は実施した他の措置と併せて、変化する「Too big to fail（大きすぎて潰せない）」規制要件に対応した実質的なUBSグループの対応能力向上を目的としています。

(3) 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容、その他の吸収分割契約の内容

吸収分割の方法

2019年6月頃にアセット・マネジメント事業に関する資産が当行からUBSアセット・マネジメント・スイスAG及び当行の完全保有子会社であるUBSアセット・マネジメントAGに移転され、かかる資産移転は準備金への出資という形で実施される予定です。その後、当行はUBSアセット・マネジメント・スイスAGの全発行済株式をUBSアセット・マネジメントAGに移転する予定です。当該取引は簿価で実施され、2019年4月1日に遡及して効力が生じる予定です。

UBSアセット・マネジメントAGは、当行からUBSアセット・マネジメント・スイスAGへの資産移転とは別の取引として、スイス国内でアセット・マネジメント事業を行うスイスの子会社の全発行済株式を2019年6月にUBSアセット・マネジメント・スイスAGに移転する予定です。当該取引は、準備金へ出資する方法で完了する予定です。

吸収分割に係る割当ての内容

該当事項はありません。

その他の吸収分割契約の内容

該当事項はありません。

(4) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	UBS アセット・マネジメント・スイス AG (UBS Asset Management Switzerland AG)
本店の所在地	スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 パーンホフストラッセ45
代表者の氏名	アレクサンダー・イヴァノヴィッチ (Aleksandar Ivanovic)
資本金の額	未定
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	スイスにおけるアセット・マネジメント事業

(6) 吸収分割に係る割当ての内容が当該吸収分割承継会社となる会社の株式、社債、新株予約権、新株予約権付社債又は持分以外の有価証券に係るものである場合における当該有価証券の発行者についての事項

該当事項はありません。

以上